

アメリカ法

第14回

丸山 英二

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法

1. 立法権

(1) (b) 連邦議会の立法権限

【連邦議会が規制立法を制定する根拠】

- The Commerce Power
- The Taxing Power
- The Spending Power
- The Power under the 14th Amendment——州による差別禁止

【差別禁止を定める連邦議会の法律】

- 人種, 性——Civil Rights Act of 1964 (commerce, spending, 14th)
- 年齢——Age Discrimination in Employment Act of 1967 (commerce)
Age Discrimination Act of 1975 (spending)
- 障害——Rehabilitation Act of 1973 (spending)
Americans with Disabilities Act of 1990 (commerce, 14th)
- 遺伝情報——Genetic Information Nondiscrimination Act of 2008
(commerce, spending, 14th)

(1) (c) 合衆国憲法上の制限

◆私権剥奪法 (bill of attainder) の禁止 (U.S. Const. art. I, § 9, cl. 3)

本来は、特定人を死刑に処し、その財産を没収する法律であるが、アメリカでは、特定性を緩め、また、刑罰について死刑・財産没収に至らない権利・利益の懲罰的剥奪を定める法律も合衆国憲法1編9節が禁じる bill of attainder にあたると解釈されている。

たとえば, *Cummings v. Missouri*, 71 U.S. 277 (1867)では、南北戦争後、(南軍に加担した者を排除するために)合衆国に敵対行動をとらなかったこと、合衆国に不忠誠な行動をしなかったことを宣誓しなければ、教職、聖職者、弁護士職の職にいたり、職を継続したりできないと定めた法律が、私権剥奪法にあたり、違憲であるとされた。

◆二重の危険 (double jeopardy) の禁止 (U.S. Const. amend. V)

被告人は無罪の評決・判決または有罪の判決を受けた後、同じ犯罪行為について再度刑事訴追を受けることはない。

(2) 州の立法権 (a) 基本的枠組, (b)合衆国憲法上の制限

【州議会の立法権限】

- 合衆国憲法が禁止していない事項
- 当該州憲法が禁止していない事項
- 合衆国の専属的立法権限に属していない事項
- 合衆国の憲法, 法律, 条約に抵触しない規定

【合衆国憲法が禁止している事項】

- 合衆国憲法第1編10節 Text p.48↓9～
- 合衆国憲法第4編2節1項——他州民に対する差別的取扱い禁止
Text p.48↓14
- 合衆国憲法第14修正第1節による制約
Due Process Clause
Equal Protection Clause

Due Process Clauseによる手続的実体的保障

"[No State shall] deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law."

「州は、何人からも法の適正手続 (due process of law)によらずに、その生命、自由、または財産を奪ってはならない。」

◆合衆国最高裁は、初期には、権利章典は連邦政府に対して適用され、州の立法権限を制約することはないと判示した (Barron v. Mayor and City Council of Baltimore, 32 U.S. 243 (1833))。

しかし、1920年代以降、適正手続によらずに奪われることのない liberty に次のものが含まれるとして、州の立法権に対する制約を拡大させてきた。

① 権利章典に掲げられた権利のうち

「アメリカの司法制度に基本的な (fundamental to the American scheme of justice)」もの (Duncan v. Louisiana, 391 U.S. 145 (1968))

「秩序ある自由の概念に包含される (implicit in the concept of ordered liberty)」もの (Palko v. Connecticut, 302 U.S. 319 (1937))

[selective incorporation]

② 合衆国最高裁が明文の根拠なく liberty に含まれると判示した権利

①権利章典中の権利で米国司法制度に基本的なもの

- 宗教, 言論, 出版, 集会, 請願, の自由(第1修正)
- 武器を保有する権利(第2修正)
- 不合理な搜索や逮捕・押収を受けない権利(第4修正)
- 二重の危険(double jeopardy)を免れる権利, 自己負罪証言拒否特権(第5修正)
- 刑事陪審や迅速・公開の裁判を保障される権利, 弁護人を付される権利(第6修正)
- 過重な罰金や残酷で異常な刑罰を科されない権利(第8修正)(過重な罰金について, *Timbs v. Indiana*, 139 S.Ct. 682 (2019)).

【組み込みが否定されたもの】

- 大陪審の保障(第5修正)
- 民事陪審の保障(第7修正)

【判断が下されていないもの】

- 平時での家屋所有者の承諾のない軍隊宿営の禁止(第3修正)
- 過大な額の保釈金を課されない権利(第8修正)[黙示的に組み込まれたとも]

② 合衆国最高裁が liberty に含まれると判示した権利

【基本的権利(fundamental rights)】

- 人的結合の自由(freedom of association——結社の自由等を含む)
- 投票権および選挙過程に参加する権利
- 州際交通の権利
- 刑事手続において公正さを保障される権利
- 州が個人の生命・自由・財産を剥奪しようとするとき (親権剥奪など) に、それに対する反論を提起する手続において公正さを保障される権利
- プライバシーの基本的権利——避妊・中絶を選択する権利

※基本的権利に制約を加える法律は、非常に強い州の利益(compelling state interest)の達成に不可欠でない限り違憲になる。

【基本的権利とはされていない liberty interest の例】

- 希望しない抗精神病薬を投与されない[受刑者の]自由権:[S]ignificant liberty interest in avoiding the unwanted administration of antipsychotic drugs under the Due Process Clause (Washington v. Harper, 494 U.S. 210, 221-22 (1990)).

Equal Protection Clauseによる保障

"[No State shall] deny to any person within its jurisdiction the equal protection of the laws."

「州は、その管轄内の何人に対しても、法の平等な保護 (equal protection of the laws) を否定してはならない」

【Text p. 50の参考表の例】

- ・社会福祉給付の金額を対象者の人種によって相異させる⇒strict scrutiny
- ・過去3年の(年\$1.50以下の)人頭税支払を選挙人登録の要件とする州憲法⇒投票権は基本的権利とされるので strict scrutiny (Harper v. Va. Bd. of Election, 383 U.S. 663 (1966))
- ・がん検診の助成内容を対象者の性別によって相異させる⇒重要な目的との実質的関連性
- ・社会福祉給付の金額を対象者の居住地によって相異させる⇒合法的な目的との合理的関連性

(2) 州の立法権 (c) 連邦の立法権との関係 (i) 専占

【明示的専占 (express preemption) の例】

〔たばこの健康に対する影響に関する規定〕

15 U.S.C. § 1333(a)〔表示要件〕

(1) その包装に、次のいずれかの表示を含まないたばこを、合衆国内での販売・流通を目的に、製造、販売、輸入等することは違法である。

- 警告:たばこには依存性があります。
- 警告:たばこの煙は、あなたの子どもの健康に危害を加えることがあります。
- 警告:たばこは致命的肺疾患を引き起こします。
- 警告:たばこはがんを引き起こします。
- 警告:たばこは脳卒中や心臓病を引き起こします。
- 警告:妊娠中の喫煙は、あなたの赤ちゃんに危害を加えます。
- 警告:喫煙はあなたを死亡させることがあります。
- 警告:たばこの煙は、非喫煙者に致命的肺疾患を引き起こします。
- 警告:いま禁煙すれば、重大なあなたの健康リスクを大きく減らします。

15 U.S.C. § 1334(a) Additional statements[表示の追加]

.....no statement relating to smoking and health, other than the statement required by section 1333 of this title, shall be required on any cigarette package.

[厚生長官が求める場合等を除いて] 喫煙と健康とに関して, 1333条で義務づけられる表示以外の表示がたばこの包装に義務づけられてはならない。[包装上の表示に関して1333条によるもの以外の要件を課すことは不可。]

15 U.S.C. § 1334(b) State regulations[広告・販促に関する州による規制]

No requirement or prohibition based on smoking and health shall be imposed under State law with respect to the advertising or promotion of any cigarettes the packages of which are labeled in conformity with the provisions of this chapter.

本章の規定に適合した表示のある包装のたばこの広告または販促に関して, 州法によって, 喫煙と健康とに基づく要件または禁止が課されてはならない。[表示要件を満たしたたばこの広告に関して, 州法が要件・禁止を定めることは不可。]

15 U.S.C. § 1334(c) Exception[例外]

[15 U.S.C. § 1334(b)の例外として, 州などに, たばこの広告・販促の(内容ではなく)日時, 場所, 態様に関する禁止・制限規定の制定を許容するが省略する。]

明示的専占 (express preemption)

- ◆明示的専占 (express preemption) — 連邦の法律が明文で一定の事項に対する州法の関与を禁じるもの。
- ◆明示的専占規定に反する州法は効力を否定される。
- ◆効力が否定されるもの

- 州の法律・規則等の制定法規定
- 州の判例法原則 — この場合、州の判例法原則に基づく請求は認められない (*E.g.*, *Cipollone v. Liggett Group, Inc.*, 505 U.S. 504 (1992))。

〔例〕州の製造物責任法の原則に基づいて製造物の警告上の欠陥を理由として損害賠償を請求する訴訟, たとえば, たばこによる健康被害の損害賠償請求をたばこの包装における警告表示が十分でなかったことを請求原因として訴えた場合, 当該たばこが 15 U.S.C. § 1333(a) の要件を満たしていれば, 請求は棄却される(ただし, 詐欺的不実表示など他の請求原因での請求は認容される可能性がある)。

(2) 州の立法権 (c) 連邦の立法権との関係 (i) 専占

【黙示的専占 (implied preemption) の例】

Campbell v. Hussey, 368 U.S. 297 (1961)

競売される葉たばこの統一的分類基準を定める連邦の法律に基づいて、農務長官が、産地に関わらず、青色の荷札で、たばこの品種、等級などを表示することを定める規則を制定していた。GA州、FL州、AL州産の葉たばこに白い荷札をつけることを定めたGA州の法律について、GA州の倉庫業者が執行の差止を求めた。最高裁は、たばこについて、産地ではなく特徴 (characteristics) によって統一的分類を定めた連邦法の制定によって、葉たばこの種類表示の事項は連邦によって専占されているとして、当該州法を無効とした。

Florida Lime and Avocado Growers, Inc. v. Paul, 373 U.S. 132 (1963)

連邦の法律のもとではアボカドの油脂分は7パーセント以上でなければならないとされていたところ、CA州の法律は、油脂分が8パーセント未満のアボカドの販売を禁じた。このCA州の法律について、連邦最高裁は、アボカドの油脂分についての規制を専占する意思は連邦議会になく、連邦の規制は統一的基準を定めるものではなく、最低基準を定めるものである、と認定して、有効とした。

黙示的専占 (implied preemption)

【黙示的専占 (implied preemption) の種類】

- 領域的専占 (field preemption) — 一定の領域について州法の関与を禁じる
[それが認められるかどうかの判断要素 — Text p. 51↑2~]
- 抵触による専占 (conflict preemption) — 連邦の法律に抵触する州法の効力を否定する
 - 連邦法の要件・義務と州法の要件・義務の双方の充足・遵守が不可能な場合
 - 州法が連邦法の目的の達成の障害となる場合

【最高裁における専占の有無の判断】

各裁判官による判断の相異

- 専占の有無
- 明示的専占・黙示的専占の別
- 黙示的のうち領域的専占・抵触による専占の別

(2) 州の立法権 (c) 連邦の立法権との関係 (ロ) 眠れる通商条項

【通商条項の存在自体による州の立法権限の制約——例】

South Carolina State Highway Department v. Barnwell Bros., 303 U.S. 177 (1938)

道路の維持および交通安全の観点から、車両幅90インチ、または総重量20,000ポンドを超えるトラックの州道通行を禁止した州の法律について、最高裁は、州道の利用は地方的事項であり、そのような事項に対する州による規制は差別的なものでない限り、たとえ州際通商に負担を課すものであっても許されるとして、合憲とした。

Southern Pacific Co. v. Arizona, 325 U.S. 761 (1945)

1列車当り、客車であれば14両、貨車であれば70両を超える列車の運行を禁止した州の法律(Arizona Train Limit Law of 1912)に違反したとして訴えられた鉄道会社が、法律は合衆国の通商規制権限を制約するもので違憲であると主張した。

最高裁は、合衆国に与えられた州際通商規制権限によって州の通商規制権限がすべて排除されるわけではないとし、規制によって得られる利益と州際通商に対する影響とを比較衡量して合憲性を判断すると述べた上で、該規制によって事故減少は保証されない(列車が短くなると、列車数を増加せざるを得ない)のに対して、州際通商は大きく阻害されるとして、違憲とした。

眠れる通商条項 (Dormant Commerce Clause)

◆ 州際通商条項の存在自体を根拠に, (州民の健康・安全・福祉や州の環境・資源の保護などを目的に制定される) 州法による規制が禁じられる 場合 (Dormant Commerce Clause)

- ① 規定の文言から, 目的や方法の点で, 自州の者・事物に比べて他州の者・事物を不利に取り扱ったり, 州際通商を差別したり, 州際通商の自由な流れを阻害したりする差別的・保護主義的な法律の禁止。
- ② 州際通商に過度・不当な影響・負担を及ぼす法律の禁止。



州際通商条項が象徴する「自由な州際通商[の流れ]」という価値が損なわれる。